

租 税 法

講 評 (第 1 問・第 2 問)

【理論】普通（目標素点 20～22 点/40 点）

令和 8 年の問題は、難問とは言えませんが、いざ解答してみようとする、「答案作りがしづらかった」「時間ばかり費やしてしまった」のではないのでしょうか。例年同様、蓋を開けてみたら「(受験生間で) 点数的には開きがない」のではないかと思います。

記述問題は、問 1・問 2 は、暗号資産の法人税の取扱い。ここは落ちついて正確かつ端的に解答したいところ。問 3 は、消費税。事業者向け電気通信利用役務の提供の売上げ側（国外事業者）の取扱いを問う問題でした。問 4 は、所得税の非課税とされる学資金。出題実績がある論点でした。問 3、問 4 は、理論の対策が「できている人」と「できてない人」で差が付くと思います（粘って点数をつかみ取ってほしい）。

正誤問題も、一見取組みやすいように見えても、解きづらい問題がありました。問①は、施行令を根拠条文として示させないところでどう答えるか。試験的には、あまり深入りしないのが得策だったかもしれません（金銭等不交付合併）。○が 3 つなのはどう影響があるか。

【計算・法人税】易（目標素点 問題 1・2 19～21 点/30 点）

総合問題（別表一・四・五）と個別問題の 2 問。昨年に比べてかなり易化しました（受験生の皆が感じているところ）。ここでケアレスミスが重なると厳しくなります。

【計算・所得税】易（目標素点 問題 3・4 8 点/14 点）

A ランク（問題 3）の問題の確度が高ければ、勝負になるでしょう。

【計算・消費税】易（目標素点 問題 5・6 8 点/16 点）

問題 5 が典型的な問題だったので、得点して欲しいところですが、そこで取りこぼした場合は問題 6 で 2 問くらいは正答したいです。

第1問 答案用紙<1>
(租 税 法)

問題1

問1 (4行/80字)

本問の譲渡については、通常得べき譲渡対価1億2,000万円から譲渡原
価8,000万円を控除した譲渡利益額4,000万円を、A社の令和7事業年度
の益金の額に算入する(法人税法61条1項)。

問2 (4行/129字)

本問の甲については、令和7事業年度終了時の時価評価金額1,500万円に
より評価する(法人税法61条2項)。また、期末帳簿価額との差額である評
価損500万円は、A社の令和7事業年度の損金の額に算入する(同条3項)。
なお、この評価損益については、翌事業年度において洗替を行う。

問3 (4行/131字)

本問の取引は、B社において、特定資産の譲渡等に該当する(消費税法2条
1項八号の二)。この場合、課税の対象となる国内において事業者が行った資
産の譲渡等から除かれる(同法4条1項)。よって、B社が受領した代金は、
同法28条1項に規定する消費税の課税標準には含まれない。

問4 (4行/109字)

本問のA社が令和7年中に使用人Pに支払った給与のうち、840万円につい
ては、同年分のPの給与所得の収入金額とされる(所得税法28条2項)。同年
12月分に給与に加算された学納金のうち100万円は非課税とされる(同法9
条1項十五号)。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法 2 条十二号の八、24 条 1 項一号、61 条の 2 第 2 項
②	×	本問の合併は適格合併に該当する（法人税法 2 条十二号の八）。
		よって、C 社は、簿価による引継ぎをしたものとして最終事業年度
		の所得金額を計算する（同法 62 条の 2 第 1 項）。
③	○	消費税法 14 条 1 項
④	×	当該差額 400 万円は、P に対する定期同額給与等以外の役員給与
		として、A 社の令和 7 事業年度の損金の額に算入しない（法人税法
		34 条 1 項、4 項）。
⑤	○	所得税法 22 条 2 項二号、34 条 2 項、3 項

第 2 問 答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

(単位：円)

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. (2)について	, ,	9,062,800
[資料] 6. (3)及び(4)について	106,117,100	, ,
[資料] 6. (5)及び(6)について	,102,108	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. (1)について	5,400,000	, ,
[資料] 7. (2)について	4,000,000	, ,

(商品に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. (1)及び(2)について	2,454,500	, ,

(税務上の繰延資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. (1)及び(2)について	, ,	2,100,000

(固定資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 10. (1)について	15,500,000	, ,
[資料] 10. (2)及び(3)について	,916,500	, ,

第 2 問 答 案 用 紙 < 2 > (租 税 法)

(外貨建取引に関する申告調整)

[資料] 11. について

加算すべき金額

1,620,000

減算すべき金額

, ,

(交際費等に関する申告調整)

[資料] 12. について

加算すべき金額

1,723,560

減算すべき金額

, ,

[問] 2.

①

284,966,000

②

67,266,500

[問] 3.

①

158,951,263

[問] 4.

①

△ 38,308,025

問題 2

[問] 1.

加算すべき金額

, 774,000

減算すべき金額

, ,

[問] 2. 配当とみなされる金額

, 660,000

第 2 問 答 案 用 紙<3>
(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問] 1. (1)不動産所得に係る総収入金額

3,924,000

(2)不動産所得に係る必要経費の金額

3,186,000

2. 給与所得の金額

10,050,000

3. (1)譲渡所得の金額

4,220,000

(2)譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額

6,500,000

4. (1)一時所得の金額

2,500,000

(2)一時所得の特別控除額

500 000

5. 雑所得の金額

, 111,100

問題 4

[問] 1. 総所得金額

16,300,000

2. 外国税額控除の控除限度額

, 63,719

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 > (租 税 法)

問題 5

〔問〕 1. 課税標準額に対する消費税額

, 255 , 498 , 984

2. 課税売上割合の計算式の分子の金額

3 , 605 , 628 , 000

3. 課税売上割合の計算式の分母の金額

3 , 607 , 509 , 000

4. 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

, 236 , 567 , 292

5. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

, 229 , 596 , 432

6. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

, 6 , 970 , 860

7. 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

, 224 , 738 , 927

8. 個別対応方式による控除対象仕入税額

, 236 , 218 , 749

問題 6

〔問〕 1.

345 , 763 , 000

2. (1)

418 , 000 , 000

(2)

, , 0

(3)

55 , 000 , 000

第1問 解説

問題1 (理論・4行記述問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
問1	短期売買商品等の譲渡損益（法人税）	A	5点/5点	法法61①
問2	短期売買商品等の時価評価損益（法人税）	A	4点/5点	法法61②③
問3	特定資産の譲渡等（消費税）	B	3点/5点	消法2①八の二 消法4① 消法28①
問4	所得税の非課税（学資金等）（所得税）	B	3点/5点	所法28② 所法9①十五
		合計	15点/20点	15点×補正70% ＝10～11点

問1 短期売買商品等の譲渡損益（法人税）

取扱い	本問の譲渡については、譲渡利益額 4,000 万円（一号－二号）を、 A社の令和7事業年度の益金の額に算入する 一号 譲渡対価の額 二号 譲渡原価の額 （金額の適示…① 取扱い…②）
条 文	法法 61① 短期売買商品等の譲渡損益 … ②

論点	取扱い	条文
短期売買商品等の 譲渡損益 (事実①)	内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び暗号資産をいう。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第1号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第62条から第62条の5まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。 一 その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額 二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額（その短期売買商品等についてその内国法人が選定した1単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額にその譲渡をした短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額をいう。）	法法 61①

譲渡損益（法法61①）

① 譲渡損益

譲渡対価の額（一号）－譲渡原価の額（二号）＝譲渡利益額or譲渡損失額

譲渡対価の額	譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額 (約定日基準)
譲渡原価の額	その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額 (移動平均法又は総平均法で算出した計算)

② 計上時期

原則として譲渡契約をした日の属する事業年度に益金・損金に算入する。

継続適用を条件として、引渡しがあった日の事業年度に益金・損金に算入することも容認される。

問2 短期売買商品等の時価評価損益（法人税）

取扱い	・本問の甲については、期末時価評価金額 1,500 万円により評価する … ① ・評価損 500 万円は、A 社の令和 7 事業年度の損金の額に算入する … ① ・この評価損益については、翌事業年度において洗替を行う … ①
条文	法 61② 短期売買商品等の期末評価額 … ① 法 61③ 短期売買商品等の評価損益 … ①

論点	取扱い	条文
短期売買商品等の時価評価損益（事実②）	（短期売買商品等の期末評価額） 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産にあっては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。）については、時価評価金額をもつて、その時における評価額とする。	法 61②
	（短期売買商品等の評価損益） 内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品等を有する場合（暗号資産にあっては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等に係る評価益又は評価損は、第 25 条第 1 項（資産の評価益の益金不算入等）又は第 33 条第 1 項（資産の評価損の損金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。	法 61③
	（短期売買商品等の評価損益の翌事業年度における処理等）	（法 118 の 10）

期末評価

① 短期売買商品

区 分	期末評価
短期売買商品	時価法 （洗替法）

② 暗号資産

区 分				期末評価
市場暗号資産以外の暗号資産				原価法
市場暗号資産 （活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるもの）	自己発行暗号資産	特定譲渡制限付暗号資産		原価法
		上 記	特定自己発行暗号資産	原価法
		以 外	上記以外	時価法（洗替法）
	その他	特定譲渡制限付暗号資産		時価法（洗替法）又は原価法※
		上記以外		時価法（洗替法）

※ 評価方法を選定していない場合は原価法

問3 特定資産の譲渡等（消費税）

取扱い	本問の取引は、B社において、特定資産の譲渡等に該当する … ① また、課税の対象となる国内において事業者が行った資産の譲渡等から除かれる … ① よって、B社が受領した代金は、消費税の課税標準には含まれない … ①
条 文	消法 2①八の二 定義（特定資産の譲渡等） 消法 4① 課税の対象（資産の譲渡等及び特定仕入れ） 消法 28① 課税標準（課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準） … ①

論点	取扱い	条文
特定資産の譲渡等 （事実③）	（特定資産の譲渡等） 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。 （課税の対象） 国内において事業者が行った資産の譲渡等（<u>特定資産の譲渡等に該当するものを除く。</u>）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。 （課税標準） 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）とする（以下略）。	消法 2① 八の二 消法 4① 消法 28①

<特定資産の譲渡等と特定仕入れとの関係>

売上げ側（国外事業者）	仕入れ側（事業者）
特定資産の譲渡等（消法 2①八の二） 事業者向け電気通信利用役務の提供 及び特定役務の提供 国内判定（消法 4③三） <電気通信利用役務の提供である場合> 電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等 が国内にあるかどうかにより行う ↓ この規定は、特定資産の譲渡等は適用しない （消法 4①かっこ書き）	特定仕入れ（消法 4①） 事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等 国内判定（消法 4④） <特定仕入れ> 特定仕入れを行った事業者が、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、 （役務の提供）役務の提供が行われた場所 （電気通信利用役務の提供） 電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等 が国内にあるかどうかにより行う ↓ （国内取引に該当）

売上げ側（国外事業者）	仕入れ側（事業者）
課税の対象（消法 4①） 国内において事業者が行った資産の譲渡等 （特定資産の譲渡等に該当するものを除く。） には、消費税を課する ↓ 特定資産の譲渡等は、 消費税の課税の対象から除かれる。 課税資産の譲渡等（消法 2 九） 資産の譲渡等のうち、非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの ↓ （該当しない） 国外事業者は、課税資産の譲渡等に係る納税義務（消法 5①）はなく、その対価の額は、その課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準（消法 28 ①）を構成しない。	課税の対象（消法 4①） 国内において事業者が行った特定仕入れ には、消費税を課する。 ↓ （課税の対象に該当する） 特定課税仕入れ（消法 5①） 課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの ↓ （該当する） ↓ 納税義務（消法 5①） 事業者は、国内で行った課税課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。 課税標準（消法 28②） 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、 特定課税仕入れに係る支払対価の額とする。

本問の取引（広告掲載サービスの提供）は、売上げ側（国外事業者）と仕入れ側（事業者）で、法律の構成が異なる。本問では「B 社」の立場で解答する。

また、本問では、問題文で「B 社が受領した代金は、B 社において、消費税法上、どのように取り扱われるべきか。」と問われている。そのため、（できれば）本問の役務提供（広告の掲載）が課税の対象（消法 4）から除かれると解答するのではなく、代金（対価の額）が課税標準（消法 28）に含まれないと解答したい。

問 4 所得税の非課税（学資金等）（所得税）

取扱い	本問の A 社が令和 7 年中に使用人 P に支払った給与のうち、 ・ 840 万円については、同年分の P の給与所得の収入金額とされる … ① ・ 同年 12 月分に給与に加算された学納金のうち 100 万円は非課税とされる … ②
条 文	所法 28② 給与所得の金額 … ① 所法 9①十五 所得税の非課税（学資金等）… ①

論点	取扱い	条文
所得税の非課税 （学資金等） （事実④）	（給与所得の金額） 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。 （所得税の非課税） 次に掲げる所得については、所得税を課さない。 十五 学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するもの（給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあつては、通常の給与に加算して受けるものであつて、次に掲げる場合に該当するもの以外のものを除く。）を除く。）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品 イ 法人である使用者から当該法人の役員（法人税法第 2 条第 15 号（定義）に規定する役員をいう。ロにおいて同じ。）の学資に充てるため給付する場合 ロ 法人である使用者から当該法人の使用人（当該法人の役員を含む。）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある者の学資に充てるため給付する場合 ハ 個人である使用者から当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族（当該個人と生計を一にする者を除く。）の学資に充てるため給付する場合 ニ 個人である使用者から当該個人の使用人（当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族を含む。）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある者（当該個人と生計を一にする当該個人の配偶者その他の親族に該当する者を除く。）の学資に充てるため給付する場合	所法 28② 所法 9①十五

<解答アプローチ>

問題文の事実④の「A 社は、P が弁護士となれば A 社の事業にとって有益であると考え」という表現をどのように評価するか、その学資金の最終的な負担が誰であるかが解答のヒントとなる。

資格取得費の負担については、所法 9 条（非課税）に規定する「学資金等」又は所法 57 の 2 に規定する「給与所得者の特定支出の控除の特例」の適用が考えうるが、その範囲は異なる。

＜学資金と特定支出の比較＞

	支払・負担の形態	支出の内容
学資金	・給与とされるもの ・通常の給与に加算されるもの ・従業員に対するもの	学資に充てるため給付される金品 ※ 「学資」の具体的な定義はないが、学術または技芸（知識・技術・資格など）を習得するための費用と解されている（厳密な意味での業務関連性は問われていない）。 ※ もし、業務遂行上の必要に基づき、技術・知識を習得させるものであるならば、所基通 36-29 の 2（課税しない経済的利益）として取り扱われる。
特定支出	納税者（給与所得者）が自分で全額を負担したもの	勤務先が業務に直接必要だと証明したもの ①通勤費 自分で支払った電車・バス代やガソリン代など ②職務上の旅費 出張などで自己負担した交通費や宿泊費 ③転居費 転勤による引越し費用研修費：業務に必要な知識を得るための研修参加費 ④資格取得費 業務に必要な資格を取るための費用 ⑤帰宅旅費 単身赴任者が家族のいる自宅へ帰るための交通費 ⑥勤務必要経費 業務に関する図書費、衣服費（スーツ代など）、交際費（上限は合計 65 万円まで）

＜所法 9①十五の学資金等の非課税のイメージ＞

学資金

給与所得とされないもの ※所基通 36-29 の 2 など	給与所得とされるもの (課税)	
	通常の給与に加算されるもの	
	・役員に対するもの ・従業員の配偶者や親族に対するもの	・従業員に対するもの (非課税)

＜給与所得とされないもの＞

所法 36-29 の 2 課税しない経済的利益（使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品）

使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。

本問では、問題文の「A 社は、P が弁護士となれば A 社の事業にとって有益であると考え」という部分を「業務に直接必要」という程度に至らないと評価できれば、「課税しない経済的利益」や「特定支出」と考えず、所得税の非課税とされる「学資金」に解答が絞れると思う。

問題 2 (理論・正誤問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
①	金銭等不交付合併により取得した新株の取得価額 (法人税)	C	2 点/4 点	法法 2 十二の八 法法 24①一 法法 61 の 2②
②	適格合併による資産等の帳価引継ぎ (法人税)	A	4 点/4 点	法法 2 十二の八 法法 62 の 2①
③	信託財産に係る資産の譲渡等の帰属 (消費税)	B	2 点/4 点	消法 14①
④	役員等に対する低額譲渡 (経済的利益) (法人税)	A	4 点/4 点	法法 34① 法法 34④
⑤	総所得金額の計算方法 (所得税)	A	3 点/4 点	所法 22②二 所法 34② 所法 34③
		合計	15 点/20 点	15 点×補正 70% =10~11 点

① 金銭等不交付合併により取得した新株の取得価額（法人税）

正誤 取扱い	○ … ②
条文	法法 2 十二の八 定義（適格合併） 法法 24① みなし配当（非適格合併） } … ① 法法 61 の 2② 有価証券の譲渡損益（金銭等不交付合併） … ①

（合併法人から合併法人株式のみを受け取った場合（金銭等不交付合併））

その合併が適格合併か、非適格合併かであるかを問わず、旧株（被合併法人株式）の帳簿価額相当額で譲渡し、譲渡対価は合併法人株式をもって収入したものとする（法法 61 の 2②）。

ただし、その合併が非適格合併である場合で、みなし配当が計算されるときは、そのみなし配当の金額は、収益の額に計上するとともに、新株（合併法人株式）の取得価額に加算する（法法 119①五）。

（参考）第 119 条 有価証券の取得価額 1 項

内国法人が有価証券の取得をした場合には、その取得価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

（中略）

五 **合併**（法第 61 条の 2 第 2 項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する**金銭等不交付合併に限る。**）により**交付を受けた**当該合併に係る**合併法人**又は同項に規定する政令で定める関係がある法人（以下「親法人」という。）の**株式** 当該合併に係る**被合併法人の株式の当該合併の直前の帳簿価額に相当する金額**（法第 24 条第 1 項第 1 号（**配当等の額とみなす金額**）の規定により法第 23 条第 1 項第 1 号又は第 2 号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされた金額がある場合には当該金額を、当該合併法人又は親法人の株式の交付を受けるために要した費用がある場合にはその費用の額を、それぞれ**加算した金額**とする。）

本問は、問題文で、根拠条文を施行令でなく、本法で適示するように読めるが、解答上、「金銭等不交付合併」という概念に触れざるを得ない。となると、**法法 61 の 2** が候補に挙がる。

（法法 61 の 2②の内容）

内国法人が、旧株を発行した法人の**金銭等不交付合併**により新株の交付を受けた場合には、法法 61 の 2①の規定は、次のように読み替える。

- ・ 譲渡対価 **旧株の当該金銭等不交付合併の直前の簿価相当額** （読み替え）
- ・ 譲渡原価 その有価証券の譲渡に係る原価の額

（金銭の交付がない場合の税務仕訳）

(1) みなし配当がある場合

（借方）新 株 ××× （貸方）旧 株 ××× （法法 61 の 2②）
 （貸方）みなし配当 ××× （法法 24①一）

↑
 法令 119①五 旧株簿価＋みなし配

(2) みなし配当がない場合

（借方）新 株 ××× （貸方）旧 株 ×××

↑
 法令 119①五 旧株簿価

↑
法法 61 の 2②（旧株の簿価譲渡）

簿価譲渡
 譲渡対価は、新株をもって収入した

※ 本問は、適格合併（法法 2 十二の八）であるため、みなし配当事由（法法 24①一）に該当しない

(金銭の交付がある場合の税務仕訳) ※参考

旧株を時価で譲渡したものとして、新株と金銭その他の資産の時価を譲渡収益として計上する（法令 119①二十六）。ただし、みなし配当がある場合には、みなし配当部分は受取配当等と取扱う。

(借方) 新 株 × × ×	(貸方) 旧 株 × × ×	} 時価譲渡
(借方) 金銭等 × × ×	(貸方) みなし配当 × × × (法法 24①一)	
	(貸方) 旧株の譲渡損益 × × ×	
法令 119①二十七 時価（総対価－金銭等）		法法 61 の 2①

② 適格合併による資産等の帳価引継ぎ（法人税）

正 誤 取扱い	× 本問の合併は適格合併に該当する C社は、簿価による引継ぎをしたものとして最終事業年度の所得金額を計算する	} … ②
条 文	法法 2 十二の八 定義（適格合併） … ① 法法 62 の 2① 適格合併による資産等の帳価引継ぎ … ①	

論点	取扱い	条文
適格合併による資産等の帳価引継ぎ	(適格合併) (適格合併による資産等の帳簿引継ぎ) 内国法人が適格合併により合併法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、法法 62①②の規定にかかわらず、当該合併法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。	法法 2 十二の八 法法 62 の 2①

③ 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属（消費税）

正 誤 取扱い	○ … ②
条 文	消法 14① 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属 … ②

論点	取扱い	条文
信託財産に係る資産の譲渡等の帰属	(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属) 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引（資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項及び消法 15①において同じ。）は当該受益者の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。 ただし、法人税法に規定する集団投資信託、法人課税信託又	消法 14①

	は退職年金等信託若しくは特定公益信託等の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、この限りでない。	
--	--	--

消費税法において、信託財産に係る資産の譲渡等や課税仕入れは、原則としてその信託の受益者がこれらを有し、または行ったものとみなして適用される。

④ 役員等に対する低額譲渡（経済的利益）（法人税）

正誤 取扱い	×	} …②
	当該差額 400 万円は、P に対する定期同額給与等以外の役員給与として、A 社の令和 7 事業年度の損金の額に算入しない	
条文	法第 34 条① 定期同額給与等以外の給与の損金不算入… ① 法第 34 条④ 役員給与とされる経済的利益 … ①	

論点	取扱い	条文
役員等に対する低額譲渡	（定期同額給与等以外の給与の損金不算入） 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び法第 34 条③の規定の適用があるものを除く。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。 一号 定期同額給与 二号 事前確定届出給与 三号 業績連動給与 （役員給与とされる経済的利益） 法第 34 条①②③に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。	法第 34 条① 法第 34 条④

（参考）法基通 9-2-9 債務の免除による利益その他の経済的な利益

法第 34 条第 4 項《役員給与》及び法第 36 条《過大な使用人給与の損金不算入》に規定する「債務の免除による利益その他の経済的な利益」とは、次に掲げるもののよう、法人がこれらの行為をしたことにより実質的にその役員等（役員及び同条に規定する特殊の関係のある使用人をいう。）に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすもの（明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び病气見舞、災害見舞等のような純然たる贈与と認められるものを除く。）をいう。 (1) 役員等に対して物品その他の資産を贈与した場合におけるその資産の価額に相当する金額 (2) 役員等に対して所有資産を低い価額で譲渡した場合におけるその資産の価額と譲渡価額との差額に相当する金額 (3) 役員等から高い価額で資産を買い入れた場合におけるその資産の価額と買入価額との差額に相当する金額 (4) 役員等に対して有する債権を放棄し又は免除した場合（貸倒れに該当する場合を除く。）におけるその放棄し又は免除した債権の額に相当する金額
--

正 誤 取扱い	○ … ❷
条 文	所法 22②二 課税標準の計算（総長・一時） … ❶ 所法 34② 一時所得の金額の計算 } … ❶ 所法 34③ 特別控除額 }

19

	(特別控除額) 所法 34②に規定する一時所得の特別控除額は、50 万円（同項に規定する残額が 50 万円に満たない場合には、当該残額）とする。	所法 34③
--	--	--------

(参考) 国税庁 質疑応答事例 ふるさと納税の返礼品の収入計上時期

【照会要旨】

個人Aは、昨年 11 月にB市に対していわゆるふるさと納税による寄附を行ったところ、本年 2 月にその謝礼としてB市から特産品（以下「返礼品」といいます。）を受け取りました。

ふるさと納税の返礼品に係る経済的利益は一時所得になるとのことですが、個人AがB市から供与された返礼品に係る経済的利益は、ふるさと納税を行った昨年と、返礼品を受け取った本年のいずれの年分の一時所得になりますか。

【回答要旨】

個人Aが返礼品を受け取った年分の一時所得となります。

ふるさと納税の謝礼として供与された返礼品に係る経済的利益は一時所得に該当しますが、一時所得の総収入金額の収入すべき時期は、その支払を受けた日によるのが原則です（所得税基本通達 36-13）。したがって、個人AがB市から供与されたふるさと納税の返礼品に係る経済的利益は、個人Aが返礼品を実際に受け取った年分の一時所得として収入を計上することになります。

なお、一時所得の特別控除額は最高 50 万円とされていますので、その年中の他の一時所得も含めた一時所得の総収入金額の合計額が 50 万円を超えない場合、課税関係は生じません。

第2問 解説

問題1

法人税 総合問題

[問]1.

内 容	ランク	備 考
(租税公課に関する申告調整) [資料] 6. (2)について [資料] 6. (3)及び(4)について [資料] 6. (5)及び(6)について	A A A	納税充当金から支出した事業税等 損金経理法人税・住民税 損金経理納税充当金 控除所得税額、損金経加算税等
(役員及び使用人の給与に関する申告調整) [資料] 7. (1)について [資料] 7. (2)について	A A	賞与引当金繰入額否認・認容 定期同額給与等以外の給与(期中変更) 事前確定届出どおりの支給をしない場合
(商品に関する申告調整) [資料] 8. (1)及び(2)について	A	評価損(物損等の事実)過剰生産他 前期棚卸資産評価損認容
(税務上の繰延資産に関する申告調整) [資料] 9. (1)及び(2)について	A	建物賃借のための権利金(過年度発生分) ノウハウの頭金(当期発生分)
(固定資産に関する申告調整) [資料] 10. (1)について [資料] 10. (2)及び(3)について	A B	減損損失(税務上は評価損と認めない) 資本的支出・一括償却資産
(外貨建取引に関する申告調整) [資料] 11. について	A	法定換算方法(外国通貨・外貨預金・外貨建債務)
(交際費等に関する申告調整) [資料] 12. について	A	定額控除限度額

[問]2.

内 容	ランク	備 考
① 所得金額(別表一)	A	年800万円を超える部分の金額
② 差引所得に対する法人税額(別表一)	A	預金利息に係る源泉税(全額控除)

[問]3.

内 容	ランク	備 考
① 当期利益額(別表四)	A	P L 末尾を転記

[問]4.

内 容	ランク	備 考
① 繰延税金資産(別表五(一))	A	会計上の期末残高を△表示

A…14 か所・B…1 か所 計 15 か所 ([問]2. [問]3. [問]4. ×各1点, [問]1. ×各2点=26点)

[問] 1.

(全般的な事項及び注意事項)

青色申告法人・同族会社(株主3名以下で50%超保有)

中小企業税制 法人税法 当社 資本金の額1億円 $\leq$ 1億円、大法人による完全支配関係なし

∴ 「中小法人」に該当

租税特別措置法 当社 資本金の額1億円 $\leq$ 1億円、適用除外事業者には該当しない

A社(資本金57億 $>$ 1億円 ∴ 大規模法人)が60%所有(1/2以上)

∴ 「みなし大企業」(中小企業者以外の法人とみなされる法人)

(注1) みなし大企業(法人税計算テキスト・基礎2・第28章)

次のⅠ又はⅡに該当する法人

Ⅰ	発行済株式総数の1/2以上が同一の大規模法人の所有に属している法人 (大規模法人による単独所有)
Ⅱ	Ⅰのほか、発行済株式総数の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人 (2以上の大規模法人の所有)

※ 大規模法人(中小企業者に該当しない法人)

イ 資本金の額が1億円を超える法人

ロ 資本金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人

ハ 大法人の完全支配関係がある普通法人(大法人による100%子法人)

ニ その他一定の法人

(注2) 中小法人等の特例(一部中小企業者あり) ※主に法人税法の制度

① 貸倒引当金制度(法法52、措法57の9)	※H30、R2 個別問題
② 欠損金の繰越控除(法法57、58)	※H29 個別問題
③ 法人税率の特例(法法66、措法42の3の2)	※H29 理論
④ 特定同族会社の留保金課税の不適用(法法67)	※留保金課税の出題はH28など
⑤ 交際費等の定額限度控除額制度(措法6①の4)	※R1・2 個別問題
⑥ 欠損金の繰戻還付制度(法法80、措法66の12)	※ LEC 未学習項目

(注3) 中小企業者の特例 ※ 租税特別措置法の制度

① 中小企業投資促進税制(措法42の6)	※R2 個別問題
② 中小企業経営強化税制(措法42の12の4)	
③ 中小企業防災・減災投資促進税制(措法44の2)	
④ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5)	※R2 個別問題

<本問の場合>

[資料]2. 法人税額 → 「中小法人等」であるので、軽減税率の適用がある。

この制度は「中小法人等」概念で整理されているので、

軽減税率の税率は、本則(法人税)19%でなく特則(措置法)15%でOK

留保金課税 → 「中小法人等」であるので、適用なし。

[資料]10. (3) ノートパソコン(1台当たり180,000円) → 「中小企業者等」でないので適用なし

[資料]12 交際費等 → 「中小法人等」であるので、定額控除限度額の適用あり。

(租税公課に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 6.(2)について 納税充当金から支出した事業税等 取崩額 32,294,000－(法人税等 20,866,400＋住民税 2,364,800) ＝9,062,800 (減・留)	A	9,062,800 (減)
[資料] 6.(3)及び(4)について ① 損金経理法人税 中間 10,433,200 (加・留) ② 損金経理住民税 中間 1,182,400 (加・留) ③ 損金経理納税充当金 期末見積 94,501,500 (加・留) ④ ①＋②＋③＝106,117,100 (加)	A	106,117,100 (加)
[資料] 6.(5)及び(6)について ① 法人税から控除される所得税額等 45,608 (加・社) ② 損金経理附帯税等 56,500 (加・社) ③ ①～③の計＝102,108 (加)	A	102,108 (加)

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 7.(1)について ① 前期賞与引当金繰入額認容 54,600,000 (減・留) ② 賞与引当金繰入額否認 60,000,000 (加・留) ③ ②－①＝5,400,000 (加)	A	5,400,000 (加)
[資料] 7.(2)について ① 月額給与 (定期同額給与) イ C氏 死亡日＝役員としての在職期間の終了 ∴ 損金は認 (定期同額給与) ロ D氏 代表取締役就任に伴う期中改定 (臨時改定事由) ∴ 損金は認 (変更前・変更後とも定期同額給与) ハ E氏 業績好調による期中改定 (臨時改定事由及び業績悪化改定事由に該当しない) ∴ 役員給与損金不算入 1～3月 $(1,500,000 - 1,000,000) \times 3 = 1,500,000$ (加・社) ニ イ～ハの計＝1,500,000 (加) ② ①以外の給与 (事前確定届出給与) イ D氏 7月賞与＝届出通りの支給、1月賞与＝届出通りの支給 ∴ 損金は認 (事前確定届出給与) ロ E氏 1月賞与＝届出通りの支給額でない ∴ 役員給与損金不算入 $500,000 + 2,000,000 = 2,500,000$ (加・社) ハ イ＋ロの計＝2,500,000 (加) ③ ①＋②＝4,000,000 (加)	A	4,000,000 (加)

(参考) C氏の給与

死亡日 (1/1) までに支給期が到来しているもの … 給与課税 (所得税の源泉徴収あり)

死亡日後 (1/2) に支給期が到来するもの … 相続税課税 (所得税の源泉徴収なし)

(商品に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 8.(1)及び(2)について ① 評価方法 届出なし ∴ 最終仕入原価法による原価法 ② 当期商品評価損 イ 台風(災害)による販売不能分 (通常の方法や通常の価額では販売することができなくなった) ∴ 評価損是認 ロ 過剰生産による値崩れ ∴ 評価損否認 6,210,000 (加・留) ③ 前期商品評価損 前期に税務上否認した評価損の戻入処理 ∴ 前期商品評価損認容 3,755,500 (減・留) ④ ②－③＝2,454,500 (加)	A	2,454,500 (加)

(注) 税務上評価損が認められるもの・認められないもの

	認められるもの	認められないもの
棚卸資産	・ 著しい損傷・陳腐化 ・ 季節商品の売れ残り ・ 通常の価額又は通常の方法により販売できない ・ 破損・型崩れ・棚ざらし・品質変化	・ 物価変動 ・ 建値変更 ・ 過剰生産
有価証券	・ 取引所売買有価証券 ・ 価額が著しく低下 (50%以下・回復見込なし) ・ その他 ・ 資産状態が著しく悪化 ・ 価額が著しく低下	・ 回復見込み不明
固定資産 繰延資産 (他者の固定 資産利用)	・ 災害による著しい損傷 ・ 1年以上の遊休状態 ・ 本来の用途以外の他の使用 ・ 所在場所の状況の著しい変化	・ 過度の使用により著しく損傷 ・ 修理不十分により著しく損傷 ・ 償却不足 ・ 事情により取得価額が高い ・ 急速な進歩による旧式化

(税務上の繰延資産に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 9.(1)及び(2)について ① 前期計上分（建物を賃借するための権利金等） イ 償却期間 5年＞契約期間2年、借家権の転売不可 ∴ 2年 ロ 償却限度額 $7,200,000 \times \frac{12\text{月}}{24\text{月}} = 3,600,000$ ハ 償却超過額 $0 - \text{ロ} = \Delta 3,600,000$（不足額） ニ 認容額 $3,600,000 < 3,900,000※$ ∴ 認容 3,600,000（減・留） ※ 繰越超過額 $7,200,000 - 7,200,000 \times \frac{11\text{月}}{24\text{月}} = 3,900,000$ ② 当期計上分（ノウハウの頭金） イ 償却期間 5年＞有効期間3年、再契約時支払あり ∴ 3年 ロ 償却限度額 $1,800,000 \times \frac{6\text{月}}{36\text{月}} = 300,000$ ハ 償却超過額 $1,800,000 - \text{ロ} = 1,500,000$（加・留） ③ ①－②＝2,100,000（減）	A	2,100,000（減）

(注1) 建物を賃借するための権利金等

法人が建物を賃借するために支払った権利金、立退料などの費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産となる。

<償却期間>

建物の新築に際して支払った権利金等で、①かつ②と認められる場合 ①その金額が建物の賃借部分の建設費の大部分に相当すること ②その建物が存続する期間中は賃借できる状況にあること	その建物の耐用年数の10分の7に相当する年数
建物の賃借に際して支払った上記1以外の権利金等で、契約や慣習などによって、明渡しに際して借家権として転売できている場合	その建物の賃借後の見積残存耐用年数の10分の7に相当する年数
上記1および2以外の権利金等の場合	5年 ただし、契約による賃借期間が5年未満の場合で、契約の更新に際して再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間

(注2) ノウハウの頭金

ノウハウの設定契約に際して支払う一時金や頭金は、税法上「役務の提供を受けるための権利金等」に該当し、繰延資産となる。

<償却期間>

原則	5年
例外 (契約期間が5年未満の場合)	設定契約の有効期間が5年未満であり、契約更新時に再び一時金や頭金の支払いを要することが明らかな場合は、その有効期間の年数

(固定資産に関する申告調整)

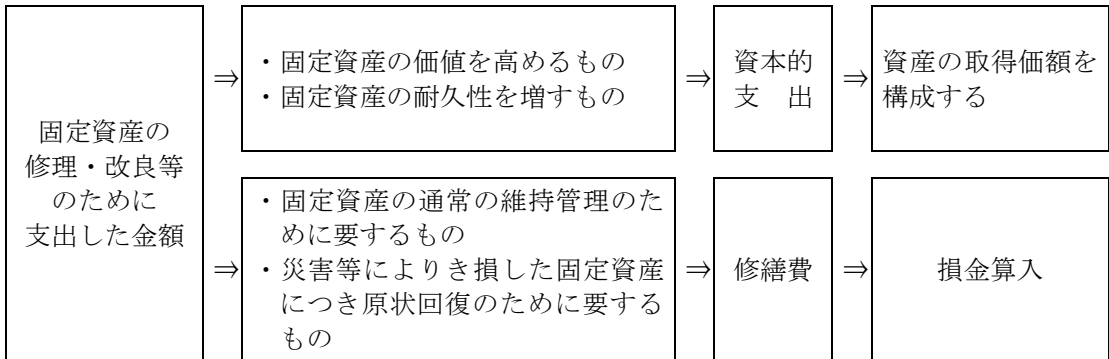
(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 10.(1)について 令和8年3月に店舗を閉鎖し、遊休状態 → 有休状態が1年以上でないため、評価損計上が認められない ∴ 減損損失否認 15,500,000 (加・留)	A	15,500,000 (加)
[資料] 10.(2)及び(3)について ① 機械装置 (前期事業供用) イ 償却限度額 (イ) 本体 限度額 $18,564,000 \times 0.286 = 5,309,304$ 保証額 $26,000,000 \times 0.08680 = 2,256,800$ 判定 限度額 $\geq$ 保証額 ∴ 5,309,304 (ロ) 資本的支出 (高性能な交換部品) 限度額 $3,000,000 \times 0.286 = 858,000$ 保証額 $3,000,000 \times 0.08680 = 260,400$ 判定 限度額 $\geq$ 保証額 ∴ 限度額 $\times \frac{9\text{月}}{12\text{月}} = 643,500$ (ハ) 計 = 5,952,804 ロ 償却超過額 $(5,309,304 + 3,000,000) - \text{イ} = 2,356,500$ (加・留) ② ノートパソコン (前期事業供用) イ 判定 中小企業者等に該当しない、耐用年数不明 ∴ 一括償却資産 ロ 損金算入限度額 $4,320,000 \times \frac{12\text{月}}{36\text{月}} = 1,440,000$ ハ 損金算入限度超過額 $0 - \text{ロ} = \triangle 1,440,000$ (不足額) ニ 認容 $1,440,000 < 2,880,000^{\ast} \therefore 1,440,000$ (減・留) ※前期繰越額 $4,320,000 - 4,320,000 \times \frac{12\text{月}}{36\text{月}} = 2,880,000$ ③ ① - ② = 916,500 (加)	B	916,500 (加)

(注 1) 減損損失（税務上評価損が認められるもの・認められないもの）

商品に関する申告調整 解説 固定資産参照

(注 2) 資本的支出



※ 資本的支出の主な例示（法人税基本通達 7-8-1）

物理的な不可（建物の避難階段の取付）、用途変更のための模様替え、性能の高い備品への取替え（機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合、通常の見取替え費用の額を超える部分の金額）。

(注 3) グルーピング

償却限度額の計算は、償却限度額の計算要素が同一の資産が複数ある場合には、そのグループ全体の資産をまとめて償却限度額の計算をすることができる。次の 3 つの区分が同一である資産は 1 グループとして償却限度額の計算を行う。

① 種類（構造若しくは用途、細目又は設備の種類）
② 耐用年数
③ 償却方法

(外貨建取引に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 11. について ① 外国通貨（期末時換算法） 期末 1,610,000－簿価 1,490,000＝120,000（加・留） ※期末 161×10,000 ドル＝1,610,000 ② 外貨建定期預金（短期＝期末時換算法） 期末 80,500,000－簿価 79,000,000＝1,500,000（加・留） ※期末 161×500,000＝80,500,000 ③ 外貨建定期預金（長期＝発生時換算法） ∴ 是認 ④ 外貨建借入金（長期＝発生時換算法） ∴ 是認 ⑤ ①～④の計＝1,620,000（加）	A	1,620,000（加）

(注1) 外貨建資産の換算方法

区 分			選択できる換算方法	法定換算方法
外国通貨			期末時換算法	期末時換算法
外貨預金	短期		発生時換算法	期末時換算法
	長期		又は期末時換算法	発生時換算法
外貨建債権債務	短期		発生時換算法	期末時換算法
	長期		又は期末時換算法	発生時換算法
外貨建有価証券	売買目的		期末時換算法	期末時換算法
	売買目的外	償還有価証券	発生時換算法	発生時換算法
		その他	又は期末時換算法	発生時換算法

(交際費等に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 12. について ① 支出交際費等の額 問題文より 9,723,560 ② 損金算入限度額 イ 支出接待飲食費損金算入基準額 $5,312,000 \times 50\% = 2,656,000$ ロ 中小法人等の定額控除限度額 $8,000,000 \times \frac{12\text{月}}{12\text{月}} = 8,000,000$ ハ イとロのうち大きい金額 $\text{イ} < \text{ロ} \therefore 8,000,000$ ③ 損金不算入額 $\text{①} - \text{②} = 1,723,560 \text{ (加・社)}$	A	1,723,560 (加)

[問] 2.

(当社の法人税額の計算)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 2. ①の金額 中小法人等 $292,966,843 - \text{軽減税率分 } 8,000,000 = 284,966,843$ →284,966,000 (千円未満切捨て)	A	284,966,000
[資料] 2. ②の金額 イ 法人税額 800万円以下部分 $8,000,000 \times 15\% \text{ (措置法)} = 1,200,000$ 800万円超部分 $284,966,000 \times 23.2\% = 66,112,112$ 計=67,312,112 ロ 控除した源泉所得税等の額 6. 租税公課に関する事項 (5)法人税等より転記 45,608 ハ 差引所得に対する法人税額 $\text{イ} - \text{ロ} = 67,266,504 \rightarrow 67,266,500 \text{ (100円未満切捨て)}$	A	67,266,500

(注) 中小法人等の軽減税率 (法人税法・租税特別措置法)

(全般的な事項及び注意事項) の解説を参照。

[問] 3.

(当社の所得金額の計算)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 3. ①の金額 5. 損益計算書 当期純利益の金額を転記	A	158, 951, 263

[問] 4.

(当社の利益積立金額の計算)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 4. ①の金額 イ 期首 $\Delta 26, 025, 405$ ロ 減 0 ハ 増 13. 税効果会計に関する事項より $\Delta 12, 282, 620$ ニ イーロ+ハ= $\Delta 38, 308, 025$	A	$\Delta 38, 308, 025$

問題 2

法人税 個別問題

[問]1.

内 容	ランク	備 考
控除対象外消費税額等	A	繰延消費税等（当年分） 交際費等の損金不算入

[問]2.

内 容	ランク	備 考
配当とみなされる金額	A	残余財産の分配

A…2 か所 計 2 か所（×各 2 点＝4 点）

[問] 1.

(単位: 円)

計算過程	ランク	解 答
イ 繰延消費税等 (当期分) (イ) 判定 棚卸資産 → 該当しない 建物附属設備 F に係るもの → 該当 ∴ 660,000 器具備品 G に係るもの → 該当しない 経費 → 該当しない (ロ) 損金算入限度額 $660,000 \times \frac{12\text{月}}{60\text{月}} \times \frac{1}{2} = 66,000$ (ハ) 損金不算入額 $660,000 - (ロ) = 594,000 \text{ (加・留)}$ ロ 交際費等の損金不算入額 180,000 (加・社) ハ イ + ロ = 774,000 (加)	A	774,000 (加)

(注1) 繰延消費税等

① 課税売上割合が95%以上、かつ、その課税期間における課税売上高が 5億円以下の場合

控除対象外消費税額等は生じない。

② ①以外の場合

控 除 対 象 外 消 費 税 等	資 産 に 係 る の も の	課税売上割合が80%以上である場合のもの	損金経理を要件として 損金の額に算入
		一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの	
		リバースチャージ方式 適用の特定課税仕入れに係るものである場合	
		棚卸資産に係るもの	
		上記以外のもの (上記のもので、損金経理を行わなかったものを含む)	繰延消費税額等 60月を通じて損金算入償却※ (損金経理による償却)
	経費に係るもの		損金の額に算入

※ 繰延消費税額等を 60 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入する。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入する。

(注2) 交際費等の損金不算入額

法人が税抜経理方式を採用している場合において、交際費等に係る控除対象外消費税額等があるときには、その金額は支出交際費等を含めて「交際費等の損金不算入額」の計算を行う。

[問] 2.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
配当とみなされる金額 イ 交付金銭等 $52,000,000 \times \frac{30\text{株}}{1,000\text{株}} = 1,560,000$ ロ 資本金等の額 $30,000,000 \times \text{分配割合 } 1.00 \text{ (残余財産の全部分配と仮定)}$ $\times \frac{30\text{株}}{1,000\text{株}} = 900,000$ ハ みなし配当 $\text{イ} - \text{ロ} = 660,000$	A	660,000

(注1) みなし配当金 (残余財産の分配)

交付金銭等の額 - 資本金等の額 = みなし配当金

※ 資本金等の額 次の算式により計算する。

$$\frac{\text{解散法人の分配直前の資本金等の額}}{\text{解散法人の分配直前発行済株式総数}} \times \text{分配割合}(\text{※}) \times \text{当社所有株式数}$$

(※) 分配割合 (小数点以下3位未満切上げ)

$\frac{\text{交付金銭等の額}}{\text{解散法人の前期末の資産の帳簿価額} - \text{解散法人の前期末の負債の帳簿価額}}$
--

本問では、残余財産の全部分配と仮定して、分配割合 1.00 として計算している。

(清算期間が長期にわたり数回に分けて中途の一分配を行う場合は、その都度の純資産減少割合を計算することになるため、1.00 とはならないケースもある。)

問題3 所得税

[問]1.

内 容	ランク	備 考
(1) 不動産所得に係る総収入金額	A	返還不要敷金
(2) 不動産所得に係る必要経費の金額	A	

[問]2.

内 容	ランク	備 考
給与所得の金額	A	通勤手当、出張旅費手当

[問]3.

内 容	ランク	備 考
(1) 譲渡所得の金額	A	個人から法人への譲渡、贈与
(2) 譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額	A	

[問]4.

内 容	ランク	備 考
(1) 一時所得の金額	A	生活に通常必要でない資産の損失
(2) 一時所得の特別控除額	A	売買契約の違約金、治療費及び慰謝料

[問]5.

内 容	ランク	備 考
雑所得の金額	A	友人に対する貸付金利子、還付加算金

A…8 か所（ [問]1. [問]3. [問]4. ×各1点, [問]2. [問]5. ×各2点＝計10点）

[問] 1.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
(1) 不動産所得に係る総収入金額 ① 家賃収入 3,744,000 ② 敷金 $360,000 \times 50\% = 180,000$ ※受け取った敷金のうち、返還を要しないものは総収入金額に含める。 ③ ①+②=3,924,000	A	3,924,000
(2) 不動産所得に係る必要経費の金額 ① 減価償却費 $67,000,000 \times 0.038 = 2,546,000$ ② 清掃費用 220,000 ③ 固定資産税 420,000 ④ ①+②+③=3,186,000	A	3,186,000

[問] 2.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
給与所得の金額 (1) 収入金額 12,000,000 (役員報酬) ※一定金額以下の通勤手当及び通常必要と認められる出張旅費は非課税 (2) 給与所得控除額 1,950,000 (3) ①-②=10,050,000	A	10,050,000

[問] 3.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
(1) 譲渡所得の金額 [株式等] ① J社株式(非上場株式) $6,720,000 - 2,000,000 = 4,720,000$ ② K社株式(非上場株式) $4,000,000 - 4,500,000 = \Delta 500,000$ ※時価 $6,000,000 \times 50\% = 3,000,000 \leq 4,000,000$ のため、低額譲渡に該当しない。 ③ ①+②=4,220,000	A	4,220,000
(2) 譲渡所得の基となった資産の取得費の金額 ① J社株式(非上場株式) 2,000,000 ② K社株式(非上場株式) 4,500,000 ③ ①+②=6,500,000	A	6,500,000

※ みなし譲渡

次の場合、資産の譲渡があったものとみなされる。

譲渡先(法人)	法人に対する贈与・遺贈・低額譲渡(時価1/2未満)
譲渡先(個人)	限定承認に係る相続、限定承認に係る包括遺贈

[問] 4.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
(1) 一時所得の金額 ① 総収入金額 3,000,000 (売買契約の違約金) ※売買契約の解除により取得する手付金又は償還金は一時所得となる。 ② 特別控除額 500,000 ③ ①－②＝2,500,000	A	2,500,000
(2) 一時所得の特別控除額 (1)②より 500,000	A	500,000

[問] 5.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
雑所得の金額 ① 友人への貸付金利子 60,000 ② 原稿料 70,000－20,000＝50,000 ③ 還付加算金 1,100 ※還付金は既に払った税金の過払いの返金であり、収入金額に含めない。一方、還付加算金は税金の過払いによる利息的性格を有しているため、収入金額に含める。 ④ ①＋②＋③＝111,100	A	111,100

問題 4 所得税

[問] 1.

内 容	ランク	備 考
総所得金額	A	

[問] 2.

内 容	ランク	備 考
外国税額控除の控除限度額	C	

A…1 か所 C…1 か所 計 2 か所 (×各 2 点=4 点)

[問] 1.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
総所得金額 ① 経常所得グループ 不動産所得△2,000,000+事業所得 12,000,000 +給与所得 6,500,000=16,500,000 ※雑所得の金額の計算上生じた損失の額は対象外 ② 譲渡・一時グループ 譲渡所得(総合) △200,000 ③ 総所得金額等 ①+②=16,300,000	A	16,300,000

[問] 2.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
外国税額控除の控除限度額 $974,000 \times \frac{700,000}{10,700,000} = 63,719$ * 合計所得金額 10,000,000+700,000=10,700,000	C	63,719

※ 外国税額控除の控除限度額

$\text{その年分の基準所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得金額}}{\text{その年分の合計所得金額}} \left(\frac{100}{100} \text{限度} \right)$
--

※ 所得税テキスト 6-20 頁参照

問題 5 消費税

内 容	ランク	備 考
(1) 課税標準額に対する消費税額	A	
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	A	
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	A	非課税売上（国内預金利息）
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	A	
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち 課税資産の譲渡等により要するもの	A	
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等 に共通して要するもの	A	旅費交通費、賃借料
(7) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額	A	課税売上割合は問題指示
(8) 個別対応方式による控除対象仕入税額	A	課税売上割合は問題指示

A…8 か所 計 8 か所（[問]1. [問]3. [問]4. [問]5. [問]6. ×各 1 点,

[問]2. [問]7. [問]8. ×各 2 点＝11 点）

[問]

（単位：円）

計算過程	ランク	解 答
(1) 課税標準額に対する消費税額 ① 課税標準額（標準税率） $\text{国内売上高 } 3,603,190,800 \times \frac{100}{110} = 3,275,628,000$ ② 課税標準額に対する消費税額 $\text{①} \times 7.8\% = 255,498,984$	A	255,498,984
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 ① 国内課税売上高 3,275,628,000 ② 輸出免税売上高 330,000,000 ③ ①～②の計＝3,605,628,000	A	3,605,628,000
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 ① ②の金額 3,605,628,000 ② 非課税売上高 受取利息 1,881,000 ③ ①＋②＝3,607,509,000	A	3,607,509,000
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ① 課税資産の譲渡等により要するもの イ 課税仕入れ 当期仕入高 3,163,194,100 ＋運賃（80,787,300－8,800,000） ＋その他の販管費 2,717,000 ＝3,237,898,400	A	236,567,292

ロ 税額 $\text{イ} \times 7.8/110 = 229,596,432$ ② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 該当なし $\therefore 0$ ③ 共通して要するもの イ 課税仕入れ（標準税率） 旅費交通費（国内線航空券代）440,000 + 旅費交通費（国内ホテル代）418,000 + 旅費交通費（通勤手当）1,749,000 + 賃借料 39,600,000 + その他の販管費（58,817,000 - 2,717,000） $= 98,307,000$ ロ 税額 $\text{イ} \times 7.8/110 = 6,970,860$ ④ 合計 $\text{①} \sim \text{③}$ の計 = 236,567,292		
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの (4)①ロより 229,596,432	A	229,596,432
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの (4)③ロより 6,970,860	A	6,970,860
(7) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 $236,567,292 \times 95\% = 224,738,927$	A	224,738,927
(8) 個別対応方式による控除対象仕入税額 $229,596,432 + 6,970,860 \times 95\% = 236,218,749$	A	236,218,749

問題 6 消費税

[問] 1.

内 容	ランク	備 考
非課税取引	C	土地の譲渡、売上債権の譲渡、商品券の売却

[問] 2.

内 容	ランク	備 考
(1) 事業譲渡について消費税を課すこととする対価の額	B	営業権
(2) 会社分割について消費税を課すこととする対価の額	C	
(3) 現物出資について消費税を課すこととする対価の額	A	

A…1 か所 C…1 か所 計4か所（[問]2. ×各1点, [問]1. ×各2点=5点）

[問] 1.

（単位：円）

計算過程	ランク	解 答
非課税取引 土地の譲渡 330,000,000 + 売上債権の譲渡 12,100,000 + 商品券の売却 3,663,000 = 345,763,000	C	345,763,000

※ 消費税テキスト 2-38 頁参照

[問] 2.

（単位：円）

計算過程	ランク	解 答
(1) 事業譲渡について、消費税を課すもの 建物 220,000,000 + 営業権 198,000,000 = 418,000,000	B	418,000,000
(2) 会社分割について、消費税を課すもの 該当なし	C	0
(3) 現物出資について、消費税を課すもの 機械装置 55,000,000	A	55,000,000

※ 消費税テキスト 2-26 頁参照